

防衛省組織令等の一部を改正する政令案要綱

第一 防衛省組織令の一部改正（第一条関係）

一 防衛装備庁調達事業部通信電気調達官を廃止すること。（第二百四条及び第二百九条関係）

二 防衛装備庁調達事業部通信電気調達官の廃止に伴い、同部電子音響調達官及び艦船調達官の職務を改めること。（第二百七条及び第二百八条関係）

第二 自衛隊法施行令の一部改正（第二条関係）

防衛装備庁調達事業部通信電気調達官の廃止に伴い、管理隊員の官職を改めること。（第五十一条の六

関係）

第三 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正（第三条関係）

防衛装備庁調達事業部通信電気調達官の廃止に伴い、俸給の特別調整額の対象官職を改めること。（別

表第三関係）

第四 施行期日

この政令は、令和四年六月一日から施行すること。（附則関係）